足利ホールディングス

第6回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　平成26年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所　栃木県教育会館 大ホール
栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
（裏表紙のご案内図をご覧ください。）

目　次

第６回定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 4
計算書類…… 29
連結計算書類…… 32
監査報告書…… 35
株主総会参考書類…… 38
　第1号議案　定款一部変更の件 …… 38
　第2号議案　取締役８名選任の件 …… 46
インターネット等による議決権行使のご案内…… 51

株式会社 足利ホールディングス
証券コード：7167

証券コード　7167
平成２６年6月4日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市桜四丁目１番25号
株式会社 足利ホールディングス
取締役兼代表執行役社長 藤 澤　　智

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成26年６月26日（木曜日）午前10時

２．場　　所　栃木県宇都宮市駒生１丁目１番６号
栃木県教育会館　大ホール

３．会議の目的事項

報告事項
１．第６期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
２．第６期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件

4．議決権の行使についてのご案内

⑴ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年６月25日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

⑵ インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、51頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成26年６月25日（水曜日）午後5時までに行使してください。

⑶ 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷ 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

⑸ インターネット開示事項について

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ashikaga-hd.co.jp/inc/generalmeeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.ashikaga-hd.co.jp/inc/generalmeeting.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

添付書類

第６期(平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、銀行持株会社である当社および株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」という）をはじめとする連結子会社４社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期のわが国経済は、各種経済対策や日本銀行による金融緩和の大幅な強化を受け、設備投資が持ち直したほか、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、住宅投資が増加し、個人消費も底堅く推移するなど、緩やかな回復を続けました。

栃木県経済におきましても、設備投資に改善の兆しがみられたほか、住宅投資や個人消費は底堅い動きとなり、緩やかに回復している状況となりました。

金融情勢につきましては、10年物国債利回りは期初に大きく変動いたしましたが、その後は緩やかに低下し、期末は0.6％台となりました。為替相場は期初に比べ円安の方向に推移し、期末は対米ドルで１ドル103円台となりました。株式相場は日経平均が期初１万２千円台から期末は１万４千円台に上昇しました。

(企業集団の事業の経過および成果)

このような環境のもと、当社グループは、平成25年４月よりスタートした中期経営計画『チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～』に基づき、中期経営目標として掲げた「地域へのコミットメントを通した収益力向上の実現」と「東京証券取引所への株式上場」を目指し、主として足利銀行を通じて、地域における円滑な金融仲介機能の発揮やお客さまのニーズに応じた金融サービスの提供に努めてまいりました。

法人分野におきましては、地域経済を支える中堅・中小企業のお取引先を対象として、個社別の取組方針を策定し、お取引先との接点を強化するとともに資金調達ニーズの把握・深掘りをはかり、シンジケートローンや私募債、ABL（動産担保融資）等の融資手法の活用もあわせ、新規融資への積極的な取り組みを進めました。また、お取引先の販路拡大を支援するため、「ものづくり企業展示・商談会2013」や「とちぎ食の展示・商談会2014」等を開催し、ビジネスマッチング機会の提供に努めました。海外進出支援に関しては、海外ビジネスセミナーを開催したほか、海外の銀行との提携を拡大し、お取引先における海外での口座開設や現地での金融ニーズへの支援態勢を強化いたしました。成長分野への取組みに関しては、「診療報酬改定セミナー」の開催等により、医療・介護分野への取組みを強化したほか、食と農分野における６次産業化に取り組む事業者を支援するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社みずほ銀行、みずほキャピタル株式会社、栃木県内の信用金庫・信用組合と共同で「とちまる６次産業化成長応援ファンド」を組成いたしました。事業再生支援に関しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構、栃木県信用保証協会ならびに栃木県内に本店を置く地域金融機関との共同により、中小企業再生ファンド「とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合」（通称：とちぎネットワークファンド）を設立いたしました。

個人分野におきましては、お客さまのライフイベントに応じた商品・サービスの充実に取り組みました。具体的には、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した「教育資金贈与専用預金」の取扱いを開始したほか、投資信託や保険商品の拡充、少額投資非課税制度（NISA）口座の獲得に向けた取組みを行いました。また、株式会社朝日信託との業務提携により、遺言信託等の相続関連業務ならびに個人信託の取扱い（媒介）を開始いたしました。個人ローンに関しては、住宅ローンを中心に推進するとともに、新たなカードローン商品「Mo・Shi・Ca（モシカ）」の取扱い開始、教育・マイカーローンの金利体系の簡素化、カードローン型の教育ローンの導入等、無担保ローン商品の充実をはかりました。こうした新商品の導入や商品性の改定にあわせ、お客さま目線によるわかりやすさやWEBでの申込み等の利便性向上を目的として、ホームページのリニューアルを行いました。

店舗チャネルにつきましては、高崎支店内に設置していた高崎ローンセンターを、ローン業務に特化した有人出張所拠点として移転したほか、みずほの出張所（リテールセンター）を「インターパーク支店」に名称変更のうえ新築移転し、ローンセンターを併設いたしました。

こうした取組みの結果、当社は平成25年12月19日に、東京証券取引所市場第一部への上場を実現することができましたほか、当期における業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当社連結経営成績につきましては、経常収益は、金利低下により貸出金利息が減少したほか、国債等債券売却益も減少いたしましたが、投資信託の販売増加等による役務取引等収益の増加や、保有株式を一部売却したことによる株式売却益の増加等により、前年度比96億80百万円増加し1,080億69百万円となりました。経常費用は、預金等利回りの低下や劣後ローンのリファイナンスにより資金調達費用が減少したほか、営業経費も減少しましたが、国債等債券売却損の計上や与信関係費用の増加等により、前年度比１億５百万円増加の797億97百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比95億74百万円増加の282億71百万円となり、当期純利益は前年度比89億９百万円増加の243億14百万円となりました。

当社連結財政状態につきましては、総資産は前年度末比1,782億円増加の５兆6,123億円、負債は前年度末比2,164億円増加の５兆3,712億円となりました。このうち、主要な科目につきましては、貸出金は、住宅ローンのほか法人向け貸出が増加したこと等により、前年度末比1,821億円増加の３兆9,580億円となりました。有価証券は、債券の満期償還や金利動向を踏まえた売却等により、前年度末比104億円減少の１兆1,764億円となりました。預金は個人預金、法人預金ともに増加し、前年度末比1,973億円増加の４兆9,431億円となりましたほか、譲渡性預金についても前年度末比201億円増加の1,710億円となりました。

純資産は、当期純利益の計上のほか、上場に伴う公募増資等による資本調達を行いましたが、すべての優先株式について取得および消却を行い資本剰余金が減少したこと等により、前年度末比382億円減少の2,411億円となりました。

主要な子会社である足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【足利銀行（単体）の業績および主要勘定残高】

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	増　減
コア業務純益	257	296	+38
与信関係費用	45	74	+28
経常利益	268	354	+85
当期純利益	246	321	+75
預金・譲渡性預金	49,630	51,839	+2,208
貸出金	37,752	40,073	+2,320
有価証券	12,158	12,054	△104

（対処すべき課題）

景気は緩やかに回復しておりますが、地域経済は、少子高齢化の進展や人口減少、産業の空洞化といった構造的な問題を抱えており、地域金融の一層の円滑化などを通じて、地域経済の発展に貢献することが、地域金融機関として重要な課題であると認識しております。

このような認識のもと、当社は足利銀行とともに、平成25年４月より、平成25年度から平成27年度を計画期間とする中期経営計画『チャレンジ120～創業120年に向けた果敢なる挑戦～』をスタートいたしました。地域金融を取り巻く環境が決して楽観視できない状況の中、平成27年度に足利銀行が創業120年を迎えるにあたり、「お客さまから支持され、頼りにされる銀行」「便利で安心して利用できる銀行」「地域の発展に寄与し、ともに成長する銀行」を目指す姿とし、地域と共に生き、地域の豊かさの創造に寄与し続けるという使命を全うしてまいります。あわせて、中期経営目標として掲げた「地域へのコミットメントを通した収益力向上の実現」を目指し、サービスの付加価値力向上・銀行力向上・人材力向上に取り組んでまいります。

サービスの付加価値力向上については、お客さまのあらゆるニーズや課題を、丸ごと共有・サポートすることにより、なくてはならないパートナーとしての役割発揮に努めてまいります。

銀行力向上については、銀行業として持つべき経営管理・リスク管理・企画・市場運用・効率的な業務オペレーションなどの態勢強化に努めてまいります。

人材力向上については、活力ある組織の創造と、お客さまを丸ごとサポートできる人材の育成に努めてまいります。

⑵ 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	1,046	1,012	983	1,080
連結経常利益	157	172	186	282
連結当期純利益	159	171	154	243
連結包括利益	101	231	282	226
連結純資産額	2,392	2,567	2,793	2,411
連結総資産	52,186	53,537	54,341	56,123

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
営業収益	127	107	154	154
受取配当額	120	100	147	147
銀行業を営む子会社	120	100	147	147
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	87	67	114	121
1株当たり当期純利益	11円45銭	4円17銭	21円45銭	27円38銭
総資産	2,915	2,927	2,985	3,005
銀行業を営む子会社株式等	2,800	2,800	2,800	2,800
その他の子会社株式等	—	—	—	—

（注）1.　当社は平成25年10月19日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。このため、平成22年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益金額を算定しております。

2.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑶ 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	2,964人	46人	3,073人	46人

（注）使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

⑷ 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

株式会社足利銀行

栃木県	本店営業部、足利支店ほか110店	(前年度末店	112店)
群馬県	前橋支店、高崎支店ほか13店	(前年度末店	14店)
茨城県	水戸支店、下館支店ほか６店	(前年度末店	８店)
埼玉県	浦和支店、大宮支店ほか14店	(前年度末店	16店)
東京都	東京支店	(前年度末店	１店)
福島県	郡山支店	(前年度末店	１店)
合　計	153店	(前年度末店	152店)

株式会社足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

株式会社足利銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ　その他の事業

株式会社あしぎん総合研究所	本社（宇都宮市）
株式会社あしぎんカード	本社（宇都宮市）

⑸ 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀　行　業	その他の事業	合　　計
設　備　投　資　の　総　額	1,609	11	1,621

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

	会　社　名	内　　容	金　　額
銀　　行　　業	株式会社足利銀行	インターパーク支店新築工事	278
銀　　行　　業	株式会社足利銀行	本店空調設備更改工事25年度分	110
銀　　行　　業	株式会社足利銀行	営業店空調設備改修工事	93
銀　　行　　業	株式会社足利銀行	郡山支店耐震補強工事	34
銀　　行　　業	株式会社足利銀行	自動機（ATM）の新設・更改	83
銀　　行　　業	株式会社足利銀行	事務機器の新設・更改	537
その他の事業	株式会社あしぎんカード	JCBアクワイアラ立上げ関連	6
その他の事業	株式会社あしぎんカード	事務機器等の新設	2

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜４丁目１番25号	銀行業務	明治28年 ９月25日	135,000	100.00	
足利信用保証株式会社	栃木県宇都宮市桜４丁目１番25号	信用保証業務	昭和53年 12月21日	50	(100.00)	
株式会社あしぎん総合研究所	栃木県宇都宮市鶴田１丁目７番５号	調査、コンサルティング業務、計算受託	平成21年 ４月７日	70	(100.00)	
株式会社あしぎんカード	栃木県宇都宮市鶴田１丁目７番５号	クレジットカード業務	昭和57年 ３月25日	30	(100.00)	

（注）1.　議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　　2.　議決権比率欄の（　）は、間接議決権比率であります。

ハ　重要な業務提携の概況

（銀行業）

①　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。

②　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

③　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
④　栃木県内の金融機関（足利銀行、株式会社栃木銀行、栃木県内６信用金庫、栃木県内２信用組合、中央労働金庫、栃木県内10農業協同組合）の提携により、栃木ネット資金サービス（略称T-NET）の相互利用による代金回収サービスの提供を行っております。
⑤　栃木信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合とのATM業務提携により、相互の利用による現金引出しの際の「他行ATM利用手数料」を無料化しております。
⑥　株式会社東邦銀行とのATM業務提携により、相互のATM利用による現金引出しの際の「他行ATM利用手数料」を無料化しております。
⑦　株式会社イーネットとのオンライン提携により、イーネットに加盟するコンビニエンスストア等に設置されている13,000台の共同ATMで金融サービスの提供を行っております。
⑧　株式会社セブン銀行とのATMオンライン提携により、セブン-イレブン、イトーヨーカドー等に設置されている19,514台のセブン銀行ATMで金融サービスの提供を行っております。
⑨　株式会社イオン銀行とのATMオンライン提携により、イオンのショッピングセンター等に設置されている4,932台のイオン銀行との共同ATMで金融サービスの提供を行っております。
⑩　ゆうちょ銀行との現金自動預払機等の相互利用による現金自動引出し、現金の入金、残高照会サービスを行っております。
⑪　三菱UFJニコス株式会社とクレジットカード発行のため業務提携を行っております。
⑫　株式会社ジェーシービーとクレジットカード発行のため業務提携を行っております。
⑬　オリックス株式会社と、リース案件紹介のための業務提携を行っております。
⑭　野村證券株式会社と金融商品仲介業務取扱いのため業務提携を行っております。
⑮　株式会社朝日信託と相続関連業務取次の業務提携を行っております。

⑺ 主要な借入先

借　入　先	借入金残高	当社への出資状況	
		持　株　数	議決権比率
株式会社足利銀行	50,000百万円	—千株	—%
第一生命保険株式会社	30,000百万円	8千株	0.00%
日本生命保険相互会社	15,000百万円	5,000千株	1.50%
株式会社あおぞら銀行	15,000百万円	—千株	—%
日本興亜損害保険株式会社	10,000百万円	15,000千株	4.50%
大同生命保険株式会社	5,000百万円	—千株	—%

（注）1.　持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2.　議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑻ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑼ その他銀行持株会社の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

❷ 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

⑴ 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	そ　の　他
藤　澤　　智	取締役兼代表執行役社長 指名委員会、報酬委員会、全般	株式会社足利銀行　取締役兼執行役頭取（代表執行役）	
小　野　訓　啓	取締役 監査委員会	株式会社足利銀行　取締役	
高　木　新二郎	取締役（社外取締役） 指名委員会、報酬委員会	高木法律事務所 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役）	弁護士の資格を有しており、会社法に関する相当の知見を有するものであります。
甲　良　好　夫	取締役（社外取締役） 監査委員会	公認会計士甲良好夫事務所 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役）	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
板　橋　敏　雄	取締役（社外取締役） 報酬委員会、監査委員会	株式会社板通　名誉会長 柏ハウジング有限会社　代表取締役 わたらせテレビ株式会社　代表取締役社長 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役）	
福　井　祥　二	取締役（社外取締役） 指名委員会	野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社 取締役 野村證券株式会社 IBビジネス開発部シニア・オフィサー 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役）	
松　下　正　直	執行役 経営企画部門	株式会社足利銀行　常務執行役	
加　藤　　潔	執行役 経営管理部門	株式会社足利銀行　執行役	

（当事業年度中に辞任した役員）

大　平　　弘	取締役兼執行役 社長補佐、内部監査部門	株式会社足利銀行 取締役兼専務執行役	（平成26年３月31日辞任）
髙　橋　修　一	取締役（社外取締役） 報酬委員会	AFGコンサルティング株式会社 代表取締役社長 株式会社足利銀行 取締役 （社外取締役）	（平成25年９月30日辞任）

（注）1. 取締役高木新二郎氏、甲良好夫氏及び板橋敏雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 辞任した役員の地位及び担当は、辞任時のものであります。

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等
取　締　役	7人	48 （うち報酬以外の金額　13）
執　行　役	5人	123 （うち報酬以外の金額　46）
計	12人	171 （うち報酬以外の金額　60）

（注）1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. （　）は報酬以外の金額について内書きしております。
3. 取締役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額３百万円及び役員退職慰労引当金繰入額10百万円が、執行役の報酬等には、当期の役員賞与引当金繰入額23百万円及び役員退職慰労引当金繰入額23百万円が含まれております。
4. 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は次の通りであります。
退職慰労金　　取締役32百万円、執行役24百万円
役員賞与金　　取締役３百万円、執行役25百万円
5. 取締役及び執行役に対する報酬は報酬委員会の決議により定めております。なお、報酬委員会において「取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は次のとおりであります。

＜報酬体系＞

⑴ 当社の取締役及び執行役が受ける報酬については、職責に応じた確定金額報酬を支給しております。あわせて、必要に応じ、確定金額報酬のほか、当社の収益力、業績向上をはかり企業価値を増大させることを目的として、業績連動型の報酬、新株予約権などの不確定金額報酬、非金銭報酬の支給を行うことがあります。

　なお、それぞれの退任時には「役員退職慰労金規定」に基づき、退職慰労金を支給できるものとし、経済環境その他状況に応じて対応していくこととしております。

⑵ 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給いたします。

＜取締役の報酬＞

⑴ 取締役が受ける報酬については、その主な職務が監督機能であることに鑑み、それぞれ確定金額報酬として定めるものとし、その支給水準については、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度としております。

⑵ 不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。

⑶ 社宅については、業務上の必要性等がある場合に、相当の範囲内で提供、支給いたします。

＜執行役の報酬＞

⑴ 執行役が受ける報酬については、その役位及び職責に鑑み、それぞれ確定金額報酬として定めるものとし、その支給水準については、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度としております。

⑵ 不確定金額報酬及び非金銭報酬の支給水準、支給内容については、貢献度に応じた一定の範囲内で支給することとし、当社の現況及び職責の内容に応じて相当と思われる程度といたします。

⑶ 社宅については、業務上の必要性等がある場合に、相当の範囲内で提供、支給いたします。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
高　木　新二郎	高木法律事務所　弁護士 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役） 株式会社足利銀行は当社の子会社であります。
甲　良　好　夫	公認会計士甲良好夫事務所　公認会計士 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役） 株式会社足利銀行は当社の子会社であります。
板　橋　敏　雄	株式会社板通　名誉会長 柏ハウジング有限会社　代表取締役 わたらせテレビ株式会社　代表取締役社長 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役） 株式会社足利銀行は当社の子会社であり、株式会社板通、柏ハウジング有限会社、わたらせテレビ株式会社は株式会社足利銀行取引先であります。
福　井　祥　二	野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社　取締役 野村證券株式会社　IBビジネス開発部シニア・オフィサー 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役） 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社は、当社の大株主であります。また株式会社足利銀行は当社の子会社であり、野村證券株式会社は株式会社足利銀行取引先であります。

（当事業年度中に辞任した役員）

髙　橋　修　一	AFGコンサルティング株式会社　代表取締役社長 株式会社足利銀行　取締役（社外取締役） 株式会社足利銀行は当社の子会社であります。

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高　木　新二郎	５年９ヶ月	当期開催の取締役会16回のうち15回出席し、また指名委員会５回すべてに出席しております。なお、報酬委員会担当就任後開催の報酬委員会もすべてに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
甲　良　好　夫	５年９ヶ月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査委員会14回すべてに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
板　橋　敏　雄	３年９ヶ月	当期開催の取締役会16回のうち15回出席し、また監査委員会14回、報酬委員会６回すべてに出席しております。なお、指名委員会担当退任まで開催の指名委員会もすべてに出席しております。	豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
福　井　祥　二	６ヶ月	社外役員就任後開催の取締役会９回すべてに、また指名委員会１回のうち１回に出席しております。	豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（当事業年度中に辞任した役員）

髙　橋　修　一	４年９ヶ月	辞任までの当期開催の取締役会７回のうち５回、報酬委員会４回のうち３回に出席しております。	豊富なビジネス経験及び知見等に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑶ 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
高　木　新二郎	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円と会社法第425条第１項に定める責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
甲　良　好　夫	
板　橋　敏　雄	
福　井　祥　二	

（当事業年度中に辞任した役員）

髙　橋　修　一	同　　上

⑷ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	４人	25 （うち報酬以外の金額　　5）	― （うち報酬以外の金額　　―）

（注）1.　報酬等は単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　（　）は報酬以外の金額について内書きしております。
3.　報酬額の合計には、当社からの報酬等について当期の役員退職慰労引当金繰入額５百万円が含まれております。
4.　社外役員に対する退職慰労金は次の通りであります。
退職慰労金　取締役７百万円

⑸ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	990,000千株
	第１種優先株式	20千株
	第２種優先株式	80千株
発行済株式の総数	普通株式	333,250千株

（注）1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成25年10月19日付で普通株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行い、これにより、普通株式の発行可能株式総数は980,100千株、発行済株式総数は267,300千株増加しております。また、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 平成25年12月18日を払込期日とする公募による募集株式55,000千株を発行しております。また、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、平成26年１月17日を払込期日とする第三者割当による新株式8,250千株を発行しております。
4. 平成25年５月31日開催の取締役会決議により設定した自己株式の取得枠に基づき、平成25年９月９日に自己株式として第１種優先株式10千株を取得し、同日付で消却しております。
また、当社定款に定める取得条項に基づき、平成26年１月17日に第１種優先株式10千株を、平成26年３月31日に第２種優先株式10千株を取得するとともに、それぞれ同日付で消却しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	14,687名

⑶ 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	122,900千株	36.87%
足利ネクスト投資事業有限責任組合	53,000千株	15.90%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	16,888千株	5.06%
ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合	15,000千株	4.50%
日本興亜損害保険株式会社	15,000千株	4.50%
三井住友海上火災保険株式会社	15,000千株	4.50%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS(E)BD	6,198千株	1.86%
全国共済農業協同組合連合会	5,623千株	1.68%
日本生命保険相互会社	5,000千株	1.50%
株式会社セブン銀行	4,000千株	1.20%
株式会社損害保険ジャパン	4,000千株	1.20%

（注）持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役（社外役員を除く）	発行決議の日　平成21年１月27日臨時株主総会 平成21年２月25日取締役会 新株予約権の割当日　：平成21年３月２日 新株予約権の数　：640（個） 目的となる株式の種類：普通株式 目的となる株式の数　：64,000（株） 権利行使時の払込金額：１株あたり550円 権利行使期間　：平成23年３月１日から平成30年12月31日まで 権利行使の条件　：新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後６カ月を経過した日のいずれも到来した日から１年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後１年間に限り権利を行使できる。	6（人）
取締役及び執行役（社外役員を除く）	発行決議の日　平成21年１月27日臨時株主総会 平成21年11月13日取締役会 平成21年12月25日取締役会 新株予約権の割当日　：平成22年１月４日 新株予約権の数　：640（個） 目的となる株式の種類：普通株式 目的となる株式の数　：64,000（株） 権利行使時の払込金額：１株あたり550円 権利行使期間　：平成24年１月１日から平成30年12月31日まで 権利行使の条件　：新株予約権者は権利行使時において当社取締役・執行役の地位を要す。ただし、権利行使期間の開始日前に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、権利行使期間の開始日及び普通株式が証券取引所に上場後６カ月を経過した日のいずれも到来した日から１年間に限り権利を行使できる。また、権利行使期間の開始日後に任期満了等当社が認める理由で退任する場合は、退任後１年間に限り権利を行使できる。	6（人）
社外取締役	—	—

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員　松 崎 雅 則 指定有限責任社員　松 浦 竜 人	36	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・コンフォート・レター作成業務

（注）1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は123百万円であります。

⑵ 責任限定契約

該当事項はありません。

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他会計監査人として相応しくないと判断した場合において、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を目的とする議案を株主総会に提出する方針としております。

ロ　会社法第459条第１項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

当社は、傘下の銀行等グループ企業の公共性に鑑み、健全経営を確保するため、内部留保の充実をはかりながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

自己株式の取得については、適切な資本政策の運営を実現するため、充分な自己資本の確保に努めつつ対応してまいります。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法に基づき内部統制システムが有効に整備され、かつ機能することを目的として、「グループ内部統制基本方針」を取締役会において以下のとおり決議しております。

（内部統制基本方針の目的）

地域金融機関として業務の健全性・適切性を確保し、円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供により、地域ならびにお客さまの安定・発展に貢献するためには、適切なコーポレート・ガバナンス（企業統治）のもと、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の業務のすべてにおいて法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの適切な管理が行われるとともに、業務の効率性を確保する必要がある。こうした認識を踏まえ、内部統制システムが有効に整備され、かつ機能することを目的に本方針を定める。

（内部統制の基本方針）

⑴ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

ア．当社グループは、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、グループコンプライアンス基本方針を定め、役職員はこれを遵守することとしております。

イ．法令等遵守の統括部署として経営管理部にコンプライアンス統括グループを設置し、法令等遵守態勢の整備・確立をはかっております。

ウ．取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行うこととしております。

エ．法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処することとしております。また、役職員は、これらの行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会または経営管理部コンプライアンス統括グループに報告することとしております。

⑵ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

ア．執行役に対し職務の遂行に係る文書の保存義務を課すとともに、適切な文書管理体制の整備をはかっております。

イ．監査委員会または監査委員会が指定する委員は、執行役の職務の遂行に係る文書をいつでも閲覧することができることとしております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

ア．リスク管理態勢の整備・確立をはかるべく、グループのリスク管理の基本方針を定めるとともにリスク管理の統括部署として経営管理部にリスク統括グループを設置し、適切なリスク管理を行っております。

イ．取締役会及び監査委員会は、経営管理部リスク統括グループ等に対し、定期的にリスクの状況に関する報告を求め、グループのリスク管理態勢の整備・充実につとめております。

⑷ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

ア．取締役会は、業務の円滑かつ適切な運用をはかるべく、当社の機構、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定めております。
イ．執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針、職務分掌に基づき業務執行を行うこととしております。
ウ．執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告することとしております。

⑸ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

ア．当社グループは、業務の適法性及び適切性を確保し、当社グループ全体としての健全経営を堅持しつつ事業目的の達成をはかることとしております。
イ．当社グループは、経営方針を策定するとともに、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び適切なリスク管理につとめることとしております。
ウ．内部監査部門は、当社グループの業務運営全般に関し適法性及び適切性の検証を行い、代表執行役社長、担当執行役及び監査委員会に報告することとしております。

⑹ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

⑺ 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、その独立性を確保しております。

⑻ 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項

ア．当社グループにかかる重要事項について適切に対処できるよう、執行役及び使用人が、監査委員会に対して報告すべき事項を定めております。

イ．監査委員は、その職務遂行のために必要と判断したときは、いつでも執行役または使用人に報告を求めることができることとしております。

⑼ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員会と監査部とが連携し、監査部は内部監査計画を策定のうえ監査委員会に報告するとともに、内部監査結果についても監査委員会に報告することとしております。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

第６期（平成26年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産		**流動負債**	
現金及び預金	7,575	未払金	14
有価証券	10,000	未払費用	339
前払費用	0	未払法人税等	14
未収還付法人税等	3,012	未払消費税等	2
その他	0	預り金	401
流動資産合計	20,587	役員賞与引当金	26
固定資産		流動負債合計	798
投資その他の資産		**固定負債**	
関係会社株式	280,000	長期借入金	130,000
長期前払費用	0	役員退職慰労引当金	96
投資その他の資産合計	280,000	固定負債合計	130,096
固定資産合計	280,000	**負債合計**	**130,894**
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	117,495
		資本剰余金	
		資本準備金	25,276
		その他資本剰余金	3,749
		資本剰余金合計	29,025
		利益剰余金	
		利益準備金	2,268
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	20,905
		利益剰余金合計	23,173
		株主資本合計	169,693
		純資産合計	**169,693**
資産合計	**300,588**	**負債純資産合計**	**300,588**

第６期(平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	金　　額
営業収益	**15,465**
関係会社受取配当金	14,745
関係会社受入手数料	720
営業費用	**612**
販売費及び一般管理費	612
営業利益	**14,853**
営業外収益	**11**
受取利息	2
有価証券利息	2
その他	5
営業外費用	**2,749**
支払利息	2,555
支払手数料	5
株式交付費	109
上場関連費用	79
経常利益	**12,114**
税引前当期純利益	**12,114**
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等合計	4
当期純利益	**12,110**

第６期(平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	105,010	12,790	82,990	95,780
当期変動額				
新株の発行	12,485	12,485		12,485
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△79,240	△79,240
当期変動額合計	12,485	12,485	△79,240	△66,755
当期末残高	117,495	25,276	3,749	29,025

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,701	15,031	16,732	—	217,523	217,523
当期変動額						
新株の発行					24,971	24,971
剰余金の配当		△5,670	△5,670		△5,670	△5,670
利益準備金の積立	567	△567	—		—	—
当期純利益		12,110	12,110		12,110	12,110
自己株式の取得				△79,240	△79,240	△79,240
自己株式の消却				79,240	—	—
当期変動額合計	567	5,873	6,440	—	△47,829	△47,829
当期末残高	2,268	20,905	23,173	—	169,693	169,693

第６期末（平成26年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		**負債の部**	
現金預け金	344,369	預金	4,943,137
コールローン及び買入手形	1,520	譲渡性預金	171,040
買入金銭債権	8,180	コールマネー及び売渡手形	6,175
商品有価証券	4,266	債券貸借取引受入担保金	5,965
有価証券	1,176,469	借用金	180,644
貸出金	3,958,083	外国為替	763
外国為替	5,969	その他負債	43,022
その他資産	20,307	役員賞与引当金	48
有形固定資産	23,378	退職給付に係る負債	2,779
建物	7,294	役員退職慰労引当金	189
土地	12,467	睡眠預金払戻損失引当金	1,606
リース資産	12	偶発損失引当金	424
建設仮勘定	238	ポイント引当金	88
その他の有形固定資産	3,366	支払承諾	15,333
無形固定資産	93,141	**負債の部合計**	**5,371,220**
ソフトウエア	4,219	**純資産の部**	
のれん	88,384	資本金	117,495
リース資産	2	資本剰余金	29,025
その他の無形固定資産	535	利益剰余金	75,375
退職給付に係る資産	3,357	株主資本合計	221,896
繰延税金資産	2,027	その他有価証券評価差額金	20,230
支払承諾見返	15,333	繰延ヘッジ損益	△30
貸倒引当金	△44,051	退職給付に係る調整累計額	△960
		その他の包括利益累計額合計	19,239
		純資産の部合計	**241,135**
資産の部合計	**5,612,355**	**負債及び純資産の部合計**	**5,612,355**

第６期(平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
経常収益		**108,069**
資金運用収益	**69,456**	
貸出金利息	57,751	
有価証券利息配当金	11,196	
コールローン利息及び買入手形利息	204	
預け金利息	187	
その他の受入利息	116	
役務取引等収益	**21,317**	
その他業務収益	**3,437**	
その他経常収益	**13,857**	
償却債権取立益	1,631	
株式等売却益	11,325	
その他の経常収益	899	
経常費用		**79,797**
資金調達費用	**4,624**	
預金利息	2,487	
譲渡性預金利息	158	
コールマネー利息及び売渡手形利息	19	
債券貸借取引支払利息	62	
借用金利息	1,871	
その他の支払利息	24	
役務取引等費用	**5,759**	
その他業務費用	**1,461**	
営業経費	**57,547**	
その他経常費用	**10,405**	
貸倒引当金繰入額	6,791	
貸出金償却	1,999	
株式等売却損	145	
株式等償却	0	
貸出金売却損	612	
その他の経常費用	855	
経常利益		**28,271**
特別利益		**4**
固定資産処分益	4	
特別損失		**354**
固定資産処分損	39	
減損損失	71	
割増退職金	243	
税金等調整前当期純利益		**27,921**
法人税、住民税及び事業税	**2,708**	
法人税等調整額	**898**	
法人税等合計		**3,607**
少数株主損益調整前当期純利益		**24,314**
当期純利益		**24,314**

第６期(平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	105,010	95,780	56,730	―	257,521
当期変動額					
新株の発行	12,485	12,485			24,971
剰余金の配当			△5,670		△5,670
当期純利益			24,314		24,314
自己株式の取得				△79,240	△79,240
自己株式の消却		△79,240		79,240	―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	12,485	△66,755	18,644	―	△35,625
当期末残高	117,495	29,025	75,375	―	221,896

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	21,954	△132	―	21,822	279,343
当期変動額					
新株の発行					24,971
剰余金の配当					△5,670
当期純利益					24,314
自己株式の取得					△79,240
自己株式の消却					―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,724	101	△960	△2,583	△2,583
当期変動額合計	△1,724	101	△960	△2,583	△38,208
当期末残高	20,230	△30	△960	19,239	241,135

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月９日

株式会社足利ホールディングス

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　浦　竜　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社足利ホールディングスの平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年５月９日

株式会社足利ホールディングス
　取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　崎　雅　則　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　浦　竜　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社足利ホールディングスの平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社足利ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第６期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び執行役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年５月12日

株式会社足利ホールディングス　監査委員会

監査委員　甲　良　好　夫　㊞

監査委員　板　橋　敏　雄　㊞

監査委員　小　野　訓　啓　㊞

（注）監査委員甲良好夫及び板橋敏雄は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めさせていただきたいと存じます。

１．変更の理由

（１）第1種優先株式および第2種優先株式の全株式の取得・消却を完了し、今後優先株式を発行する予定がないことから、優先株式に関する定めを削除する定款変更を行うものであります。

イ　現行定款第6条に定める第1種優先株式および第2種優先株式に係る発行可能種類株式総数の規定を削除するとともに、発行可能株式総数を現行の普通株式に係る発行可能株式総数にあわせるものであります。

ロ　現行定款第7条に定める第1種優先株式および第2種優先株式に係る単元株式数の規定を削除するものであります。

ハ　優先株式の内容を定めた現行定款第2章の2（第12条から第12条の8）を削除するものであります。

（２）執行役社長に事故あるときの株主総会の議長を、執行役を兼務しない他の取締役があたることができるよう、現行定款第13条を変更するものであります。

（３）その他、上記各変更に合わせて条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　　総　　則	**第１章　　総　　則**
第１条～第５条（条文省略）	第１条～第５条（現行どおり）
第２章　　株　　式	**第２章　　株　　式**
（株式の種類・発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、990,100,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式　990,000,000株 第１種優先株式　20,000株 第２種優先株式　80,000株	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、990,000,000株とする。
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、第１種優先株式及び第２種優先株式につき、それぞれ１株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
第８条～第11条（条文省略）	第８条～第11条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章の２　　優先株式	（削除）
（優先配当金） 第12条　当会社は、剰余金の配当（中間配当（会社法第454条第５項に定義される中間配当をいう。以下同じ。）を除く。）を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、配当金支払の基準日（基準日を定めずに剰余金の配当を行う場合にあっては、剰余金の配当の効力発生日。以下同じ。）の属する事業年度中の日を基準日として優先配当金（第12条の２に定義される優先中間配当金を含む。）を支払ったときは、当該優先配当金の額を控除した額とする。 第１種優先株式 １株につき年間250,000円を上限として発行に際して株主総会の決議で定める額 第２種優先株式 １株につき年間250,000円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額 ２．ある事業年度に属する日を基準日として行う剰余金の配当に際して、優先株主又は優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
3．ある事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、優先配当金の額を上限とし、優先株主又は優先登録質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。	
（優先中間配当金） 第12条の２　当会社は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の額の２分の１に相当する金額の金銭による剰余金の配当（かかる剰余金の配当により支払われる金銭を以下「優先中間配当金」という。）を行う。ただし、中間配当金支払の基準日の属する事業年度中の日を基準日として、当該中間配当金の支払いに先立って優先配当金を支払ったときは、当該優先配当金の支払いを控除した額とする。	（削除）
（残余財産の分配） 第12条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 第１種優先株式 １株につき2,500,000円 第２種優先株式 １株につき2,500,000円 ２．優先株主又は優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（優先順位） 第12条の４　各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。	（削除）
（自己株式取得の特則） 第12条の５　第１種優先株式及び第2種優先株式の取得について会社法第160条第１項の規定による決定をするときは、同条第２項及び第３項の規定を適用しない。	（削除）
（取得条項） 第12条の６　当会社は、平成25年６月27日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一又は複数の日に、第１種優先株式の全部又は一部を取得することができ、この場合、当会社は、これと引換えに、第１種優先株式１株につき、金2,500,000円に経過配当金相当額（第１種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額をいい、当該事業年度中で、取得日前の日を基準日として第１種優先配当金（第１種優先中間配当金を含む。）を支払ったときは、当該優先配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。第１種優先株式の一部を取得するときは、抽選又は比例按分により取得する株式を決定する。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
２．当会社は、第２種優先株式の発行日の５年後の応当日以降の日であって、会社法第168条第１項の規定に従って代表執行役が別に定める一又は複数の日に、第２種優先株式の全部又は一部を取得することができ、この場合、当会社は、これと引換えに、第２種優先株式１株につき、金2,500,000円に経過配当金相当額（第２種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額をいい、当該事業年度中で、取得日前の日を基準日として第２種優先配当金（第２種優先中間配当金を含む。）を支払ったときは、当該優先配当金の額を控除した額とする。）を加算した額を金銭にて支払う。第２種優先株式の一部を取得するときは、抽選又は比例按分により取得する株式を決定する。 ３．第２種優先株式の発行日の５年後の応当日以降の日に、第１種優先株式又は第２種優先株式の全部又は一部を取得する場合には、第１種優先株式と第２種優先株式のいずれも取得することとし、第１種優先株式と第２種優先株式において取得する株式数は、それぞれの発行済株式数の比例按分により決定する。 （議決権） 第12条の７　優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
(種類株主総会) 第12条の８　当会社が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、各種の優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、会社法第322条第１項第１号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りでない。	(削除)
第３章　　株主総会	**第３章　　株主総会**
(招集) 第13条（条文省略） ２．株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役がこれにあたる。	(招集) 第12条（現行どおり） ２．株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により執行役社長を兼務する取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
第14条～第18条（条文省略）	第13条～第17条（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　　取締役及び取締役会	**第４章　　取締役及び取締役会**
第19条～第21条（条文省略）	第18条～第20条（現行どおり）
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条（条文省略） ２．（条文省略） ３．第28条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前２項の定めにかかわらず、これを招集することができる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．第27条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前２項の定めにかかわらず、これを招集することができる。
第23条～第27条（条文省略）	第22条～第26条（現行どおり）
第５章　　委 員 会	**第５章　　委 員 会**
第28条～第34条（条文省略）	第27条～第33条（現行どおり）
第６章　　執 行 役	**第６章　　執 行 役**
第35条～第40条（条文省略）	第34条～第39条（現行どおり）
第７章　　会計監査人	**第７章　　会計監査人**
第41条～第43条（条文省略）	第40条～第42条（現行どおり）
第８章　　計　　算	**第８章　　計　　算**
第44条～第47条（条文省略）	第43条～第46条（現行どおり）

第２号議案　　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役６名全員の任期が満了となります。経営体制のなお一層の強化を図るため、指名委員会の決定に基づき、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（普通株式）
1	藤澤（ふじさわ）　智（さとし） （昭和22年５月１日生）	昭和45年４月　商工組合中央金庫（現株式会社商工組合中央金庫）入庫 同　浦和・大森各支店長、市場営業部長、業務推進部長等を歴任 平成12年８月　同　特別参与　総合企画部長 同14年３月　同　理事（地域分掌：東北・北関東） 同15年８月　同　総合資金証券本部長委嘱 同17年５月　商工サービス株式会社　代表取締役社長 同18年５月　商中コンピュータ・サービス株式会社（現株式会社商工中金情報システム）　代表取締役社長 同20年４月　当社　代表取締役 同20年７月　同　取締役兼代表執行役社長（現任）、指名委員会委員長（現任）、報酬委員会委員長（現任） 株式会社足利銀行　取締役兼代表執行役頭取（現任）	－　株
※2	松下（まつした）　正直（まさなお） （昭和32年２月８日生）	昭和54年４月　株式会社足利銀行入行 平成14年６月　同　公務金融部長 同16年８月　同　融資本部副本部長 同17年10月　同　伊勢崎支店長 同19年４月　同　真岡支店長 同21年１月　同　執行役 同24年６月　当社　執行役　経営企画部長 株式会社足利銀行　常務執行役　総合企画部長 同26年４月　当社　執行役（現任） 株式会社足利銀行　常務執行役（現任）	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（普通株式）
3	小野 訓啓（おの くにひろ） （昭和32年1月11日生）	昭和55年４月　株式会社足利銀行入行 平成14年６月　同　総合企画部副部長 同15年６月　同　大平支店長 同16年10月　同　新宿支店長 同19年10月　同　事務企画部長 同22年６月　同　執行役　次期システム推進管理室長 同23年10月　同　執行役 同24年６月　同　取締役（現任） 同25年６月　当社　取締役（現任）、監査委員会委員（現任）	－　株
※4	小又 正高（こまた まさたか） （昭和32年1月8日生）	昭和55年４月　株式会社足利銀行入行 平成14年４月　同　野木支店長 同15年11月　同　伊勢崎支店長 同17年10月　同　宇都宮東支店長 同19年６月　同　小山支店長 同21年１月　同　営業統括部長 同22年６月　同　理事　足利支店長 同23年６月　同　執行役　県央エリア本部長 同23年10月　同　執行役　県央・日光エリア本部長 同24年６月　同　執行役　営業推進部長 同25年４月　同　執行役　埼玉エリア本部長 同26年４月　同　取締役（現任）	－　株
5	高木 新二郎（たかぎ しんじろう） （昭和10年9月6日生）	昭和38年10月　弁護士 同63年10月　裁判官（東京高裁部総括判事等） 平成12年４月　弁護士（再登録） 同15年５月　株式会社産業再生機構産業再生委員長 同15年６月　中央大学法科大学院教授 同19年４月　野村證券株式会社　顧問（現任） 同20年７月　当社　取締役 同21年12月　当社　取締役、指名委員会委員 株式会社足利銀行　取締役（現任） 同25年９月　当社　取締役(現任)、指名委員会委員（現任)、報酬委員会委員（現任）	－　株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（普通株式）
6	甲良好夫（こうらよしお） （昭和16年7月26日生）	昭和39年10月　公認会計士太田哲三事務所入所 同53年 2 月　監査法人太田哲三事務所　社員 同61年 5 月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成18年 8 月　公認会計士甲良好夫事務所　所長（現任） 同19年 6 月　住友重機械工業株式会社　監査役 同20年 7 月　当社　取締役（現任）、監査委員会委員長（現任） 株式会社足利銀行　取締役（現任）	－ 株
7	板橋敏雄（いたばしとしお） （昭和6年1月17日生）	昭和28年 3 月　菱三商事株式会社　入社 同34年 5 月　板橋通商株式会社（現株式会社板通）入社 同47年12月　柏ハウジング有限会社　代表取締役（現任） 同48年12月　板橋通商株式会社（現株式会社板通）　代表取締役社長 平成 5 年12月　同　代表取締役会長 同 8 年 4 月　栃木県商工会議所連合会　副会長 同 8 年12月　足利ケーブルテレビ株式会社（現わたらせテレビ株式会社）　代表取締役社長（現任） 同16年12月　株式会社板通　取締役会長 同19年 4 月　社団法人栃木県経済同友会筆頭代表幹事 同22年 6 月　当社　取締役、指名委員会委員、報酬委員会委員、監査委員会委員 株式会社足利銀行　取締役（現任） 同24年 4 月　公益社団法人栃木県経済同友会筆頭代表理事（現任） 同25年10月　株式会社板通　名誉会長（現任） 同25年12月　当社　取締役（現任）、報酬委員会委員（現任）、監査委員会委員（現任）	－ 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数（普通株式）
8	福井祥二（ふくいしょうじ） （昭和33年２月10日生）	昭和57年４月　野村證券株式会社入社 平成13年９月　野村プリンシパル・ファイナンス株式会社取締役 同16年４月　株式会社タンガロイ　取締役 同17年４月　ハウステンボス株式会社　取締役 同23年12月　野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社取締役（現任） 同24年５月　野村證券株式会社　IBビジネス開発部　シニア・オフィサー（現任） 同25年10月　当社　取締役 株式会社足利銀行　取締役（現任） 同25年12月　当社　取締役（現任）、指名委員会委員（現任）	－　株

（注）1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者高木新二郎、甲良好夫、板橋敏雄、福井祥二の４氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高木新二郎、甲良好夫、板橋敏雄、福井祥二の４氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
高木新二郎氏は、弁護士としての専門的知見および経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、高木新二郎氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
甲良好夫氏は、公認会計士としての専門的知見および経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、甲良好夫氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
板橋敏雄氏は、経営者としての見識および経験を有することから、当社の経営全般にわたり、指導・助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、板橋敏雄氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。
福井祥二氏は、金融業務に関する豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、福井祥二氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８ヶ月となります。

4. 当社は、社外取締役である高木新二郎、甲良好夫、板橋敏雄、福井祥二の4氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円または会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本株主総会において各氏が再任された場合、各氏との間で本契約を継続する予定であります。
5. 高木新二郎、甲良好夫、板橋敏雄の3氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
6. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありませんが、福井祥二氏が取締役を務める野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社は、当社の主要な株主であり、普通株式122,900千株（持株比率36.87%）を保有しております。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

❶ 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net
（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

❷ 議決権行使のお取扱いについて

⑴ インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵ 議決権の行使期限は、平成26年６月25日（水曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶ 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

⑴ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
⑵ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
⑶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4 システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

⑴ パソコン用サイトによる場合

イ．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
ロ．次のアプリケーションをインストールしていること。
①ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
②PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
ハ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
ニ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

⑵ **携帯電話端末用サイトによる場合**

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴ **本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。**

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］ 0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

⑵ **その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。**

イ．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

ロ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］ 0120（782）031（受付時間　9：00～17：00 土日休日を除く）

6 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

会 場

栃木県教育会館 大ホール

栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号
電話：028(621)7177

交通アクセス

JRの場合：JR宇都宮駅から約4km **25**分

宇都宮駅（西口）
下　車

▶

バスターミナル⑥番⑦番
関東バス**「作新学院・駒生」**行き

▶

東中丸バス停（会館前）
下　車

東武線の場合：東武宇都宮駅から約3km **20**分

東武宇都宮駅
下　車

▶

東武宇都宮駅前バス停
関東バス**「作新学院・駒生」**行き

▶

東武宇都宮駅と東武宇都宮駅前バス停の間は約300m程離れています。

※ 駐車スペースが限られておりますので、
公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。